

リスクマネジメントについて

〈盗難被害に遭わないために〉

ちょっとした外出でも、必ず戸締りをしましょう。

「カギ」は新聞受けなどには入れないようにしましょう。

以前、人が住んでいた部屋を借りる際は、前の住人、交際相手などが合鍵を持っているおそれがあるので、「カギ」を交換するようにしましょう。

帰省、旅行などで長期間部屋を空ける時は、新聞の配達などは断りましょう。

預金通帳と印鑑、カードは別々に保管しましょう。

貴重品は万一に備え、番号、メーカー、型式、特徴等を控えておきましょう。

余分な現金は、金融機関に預けるようにしましょう。

自動車を駐車する際には、必ず「カギ」をかけるようにしましょう。

被害にあったら、そのままにして警察に連絡しましょう。

〈交通事故を起こさないために〉

時間のゆとり、心のゆとりをもちましょう。

ハンドルを握ったら運転に集中しましょう。

道路、交通量、周囲の状況を考えて、スピードをコントロールしましょう。

カーブの手前では、スピードは控えめにしましょう。

交差点では、必ず一時停止、徐行をして安全を確認しましょう。

前の車と安全な車間距離を保ちましょう。

追い越しは、道路幅員、スピード、対向車等の状況を考えて無理をしないようにしましょう。

時々、ハンドル、ブレーキ、タイヤの点検をしましょう。

お酒を飲んだら、絶対ハンドルは握らないようにしましょう。

長時間の運転の際には、適当な時間に休憩をとるようにしましょう。

〈交通事故を起こしたら（含む自転車事故）〉

事故の続発を防ぐため、事故車両を安全な場所に移動させ、「道路における危険防止」をして下さい。

負傷者がいる場合は、「救急車」の要請をして下さい。また、救急車が来るまでの間、「可能な応急の救護」をして下さい。

事故のあった日時、場所、負傷者の数、程度等を「警察」に連絡して下さい。

相手が軽い怪我であっても、また、外傷がなくても医師の診断を受けさせるようにして下さい。

相手方に自分の住所、氏名、連絡先を告げて下さい。

保険契約（強制保険、任意保険）を結んでいる保険会社に連絡をして下さい。

強制保険で、死亡の場合最高2,000万、傷害で最高90万が支払われます。強制保険で不足の分は任意保険で支払われます。

相手方には、親切、誠実、良識ある態度で接して下さい。不親切は、トラブルの原因になります。

わからないことや、トラブルが起きたら警察、「県」又は「市町村」の「交通事故相談所」「困りごと相談所」に相談（電話）して下さい。

軽微な「物損事故」「自転車事故」でも必ず警察に届けてください。警察が見分けることによって法外な損害賠償を抑止することが出来ます。

〈交通事故に遭ったら〉

警察への届け出義務は加害者にありますが、加害者が届け出を渋っているような場合には、自分の方から警察に連絡して下さい。

記憶の薄れないうちに、事故の日時、場所、経緯、見取り図等をメモしておいて下さい。

事故を目撃した人がいたら、その人の住所、氏名、電話番号、証言等をメモしておいて下さい。

加害者の車の登録番号、住所、氏名、電話番号、勤務先、自動車保険の会社を聞いて、記録をして下さい。

外傷がなくても、後になって具合が悪くなることもあるので、必ず、医師の診断を受けて下さい。

「示談」は、医師からOKが出て、後遺症等がはっきりするまで、急がないで下さい。原則として「示談」はやり直しが出来ません。

被害者の方からも、相手の保険会社に損害賠償の請求が出来ます。

損害請求に必要ですので、入院費、治療費、交通費等の領収書を保管しておいで下さい。

困ったこと、トラブルが起きたら、警察、「県」又は「自治体」の「交通事故相談所」「困りごと相談所」に相談（電話）してみてください。

〈ストーカー、チカンの被害にかからないために〉

後をつけられていると感じたら「110番」又は、タクシーに乗込む等して下さい。

自宅、アパート、学校を出る際に近くに不審者、見かけない車がないか周囲の警戒をして下さい。

メールアドレス、電話番号は他人にわからないように管理しましょう。

無言電話には、対応をしないで切りましょう。また、内容によっては、「警察に言います」「録音してます」と短く言って切りましょう。

クレジットカード、請求書等の個人情報細かく破いてから捨てるようにしましょう。

「チカン」には、勇気を出して「チカンよ」と言いましょう。

狙われていると感じたら、1人で悩まないで、警察、先生、友達、家族に相談しましょう。

不安を感じたら、「防犯ブザー」を携帯しましょう。（有料、貸出しがあります）

〈安全に暮らすために〉

住居侵入

- ・突然の訪問者には、ドアスコープ、ドアチェーンを活用しましょう。
- ・宅急便等の服装をしていても、用件、身分等を確認し、安易にドアを開けないようにしましょう。
- ・やむをえず部屋に入れる場合でも、ドアは開けっ放しにしていつでも外に出られるようにしておきましょう。

空き巣

- ・ちょっとした外出でも、こまめにカギをかけましょう。
- ・「カギ」は新聞受けなどには入れないようにしましょう。
- ・帰省、旅行などには、新聞などの配達は断りましょう。

- ・外には「踏み台」になるような物は置かないようにしましょう。

ひったくり

- ・バックやカバンは、車道などの通行側に持たないようにしましょう。
- ・自転車の買い物カゴには、防犯ネットを掛けるようにしましょう。
- ・人通りの少ない夜道は、出来るだけ避けるようにしましょう。

キャッチセールス（エステ 化粧品 宝石等）

- ・しつこく誘われてもその場で契約したり買わないで一度冷静に考えてみましょう。
- ・クーリングオフが出来るか必ず確認をしましょう。
- ・万一被害に遭ったり、トラブルが発生したら、警察、消費者センター等に相談しましょう。

誘惑 連れ回し

- ・言葉たくみな甘い誘いには用心しましょう。
- ・繁華街、リゾート地などでは、出来るだけ2人以上で行動するようにしましょう。
- ・知らない人からの車の誘いには、絶対に応じないようにしましょう。

薬物の誘惑（覚せい剤 ヘロイン 大麻等）

- ・どんなに誘われても、きっぱり断わる勇気を持ちましょう。
- ・ドラッグで痩せられる、それはウソです。薬物は痩せ薬ではありません。
- ・1回のつもりが、あなたの一生を台無しにします。

携帯電話 インターネット

- ・知らない人からの交際や呼び出しには、安易に応じないようにしましょう。
- ・相手が信用できるまでは、会わないようにしましょう。
- ・他人に、電話番号、パスワード、クレジットカードなどの個人情報を知られないように管理しましょう。

悪質商法

- ・うまい話には必ず裏があります、注意しましょう。
- ・不審なセールスは、まず身分と用件を確認しましょう。
- ・クーリングオフを必ず確認しましょう。

〈悪質商法の手口あれこれ〉

押付け商法

本人の依頼や、承諾のないのに家に入り込んで商品を売りつけたり、脅しをかけて商品を販売する商法。

資格（士）商法

勝手に考えた経営、法律、建築の公的資格と極めてまぎらわしい架空の資格や、正規の資格の取得を名目に、教材費、登録料、受講料などを騙しとる商法。

危険商法

ガス、水道、換気扇、消火器等の点検などと言って家庭を訪問して「ガス漏れがある」「水道が汚染されている。浄水器をつけた方がいい」「換気扇が古くなって火事になる」「消火剤の有効期限が切れている」などと言って不安を煽り商品を売りつける商法。

キャッチセールス

人通りの多い路上や、駅前などでアンケートを求めるようなふりをして呼び止め、喫茶店などに連れ込んで健康食品、教材、映画の会員券などを売りつける商法。

アポイントメントセールス

突然知らない会社からデンワやハガキがきて「あなたのデンワ番号が当たりました」「あなたが〇〇人の中に選ばれました。商品を取りに来て下さい」などと言って営業所や喫茶店に呼び出して商品購入を契約させる商法。

送りつけ商法（ネガティブオプション）

注文してもいない商品、書籍などを勝手に送りつけて、断わらなければ購入したとして、代金を一方的に請求する商法。

紹介屋商法

広告などに「50万円まで即融資、全国どこでもOK、来店不要、フリーダイヤル〇〇番」などと、あたかも簡単に融資が受けられるようなオトリ広告を出して、電話を掛けてきた客には「あなたは金融機関では信用がよくない。うちではお貸しできないので他の店を紹介する」などと言って、いかにもその紹介によって融資を受けられるかのように装い紹介料を騙し取る商法。

工事商法

「キャンペーン中だから特価価格です」などと言って、いますぐ契約をすれば工事価格の値引きの特典があるかのようなセールストークを用いて、住宅のリフォーム、ベランダ、カーポートなどの工事契約をする商法。

紳士録商法

紳士録の記載、削除、打ち切り、保管などを口実に多額の料金を請求又は、騙し取る商法。

〈悪質商法セールスに気をつけましょう〉

相手の身分と用件をしっかりと聞き、相手のペースにはまらないようにしましょう。いったん家の中に入れるとしつこくて厄介です。おかしいと思ったら家の中に入れないことです。

うまい話には裏があります。「もうかります」の話は注意しましょう。

相手に自分の財産、預金などは話さないようにしましょう。

中途半端な返事は相手につけ込まれます。はっきり「いりません」と言って下さい。

断わっているのに何時までも居座る時は「警察に連絡します」と言い、場合によっては「110番」して下さい。

言っていることと、契約書の内容が全然違っていることがあります。契約のサインは、クーリングオフなどよく契約の内容を確認してからにして下さい。

財産を守るのは自分自身です。悪徳商法にかからない知識を身につけましょう。

〈クーリングオフ制度を知っておきましょう〉

クーリングオフとは

訪問販売、電話勧誘販売など、クーリングオフの期間内であれば、購入者は販売業者に対し、「書面」によって、申し込みの撤回、契約の解除ができます。

違約金の支払いの必要はありませんし、商品の引き取りに必要な費用も業者側の負担となります。

クーリングオフができる期間

・訪問販売、電話勧誘販売、生命保険契約の場合は、クーリングオフができることを書面で知らされた日から8日間。

- ・投資顧問契約は、10日間 海外先物取引、現物まがい商法は、14日間 連鎖販売取引（マルチ商法）は、20日間。

（注意） 取引内容、店舗外での販売、商品などによって期間が異なる場合がありますので、契約の際クーリングオフの「期間」をよく確認して下さい。

クーリングオフができない場合

- ・クーリングオフの期間を過ぎてしまった場合。
- ・健康食品や化粧品など、使用したり、一部を消費した場合。
- ・購入者が、セールスマンを呼び寄せた場合。
- ・3,000円未満の商品を受け取り、代金を全額支払った場合。
- ・通信販売で購入した場合。
- ・乗用車を購入する場合。

クーリングオフをするには

- ・契約解除、申し込み撤回の「文書」を作りましょう。（内容は購入者名 契約解除通知文 契約年月日 商品名 文書作成日 購入業者名など）
- ・文書は便箋、ハガキなどでいいですが、必ずコピーを残して下さい。（証拠で大切）
- ・業者への通知は、配達証明郵便、簡易書留（いずれもコピーを残す）、内容証明郵便で通知して下さい。
- ・電話では、証拠が残りませんし、業者側に再び説得の機会を与えることになりますのでやめましょう。
- ・すでに代金を払っている場合は、返品の際のトラブルになりますので、通知文と商品は一緒に送らないようにしましょう。

わからないこと、トラブルがあったら

わからない事、トラブルがあったら、近くの市町村の「消費者相談センター」「警察」に相談して下さい。

〈注文していない書籍などが送られてきたら〉

突然、注文していない書籍などが請求書と一緒に送られて来ることがあります。これは、「送りつけ商法」（ネガティブオプション）と言います。

この場合、業者からの一方的な送付です。契約は成立しません。したがって代金を支払う必要もないし、品物を返送することはありません。このような場合は、送付のあった日から「14日間」（業者に引き取りを通知した場合は7日間）を経過すれば自由に処分できます。

しかし、期間内に間違えて処分したり、使ったりすると承諾したものと見なされ代金支払いの義務が生じますので注意して下さい。

この種の「送りつけ商法」は、後々やっかいなトラブルになることがありますので、速やかに送り返すのが無難です。この時「断わり状」を添えて、内容証明郵便又は、書留等で返送すれば完璧です。

<薬物の誘惑に負けないために>

乱用されている薬物には、覚せい剤、ヘロイン、コカイン、大麻、シンナーなどがあります。また、最近では「S(エス)」「スピード」の名称で覚せい剤を売買しているケースが増えています。

薬物は、いずれも依存性が高く、繰り返し乱用することにより、薬の依存から抜け出ることができなくなり、精神錯乱から廃人になる場合もあります。

覚せい剤などの薬物は、乱用だけではなく、持っていたり、友達に売ったり、譲ったりしても厳しく罰せられます。

（「覚せい剤 10年以下の懲役 営利目的は1年以上の懲役 「大麻」5年以下の懲役 営利目的は7年以下の懲役）

友達からからどんなに誘われても、きっぱり断わる勇気を持ちましょう。

「スリムになる薬」と誘われても、薬物は痩せ薬ではありません。

薬物は、「しない」「させない」「断わる勇気」が大切です。

<自転車、バイクの盗難防止のために>

自転車は、必ず「防犯登録」をしましょう。登録は、盗難防止と被害回復に役立ちます。

自転車には、必ず「カギ」をかけましょう。

自転車の放置は、絶対にやめましょう。

バイクに、「グッドライダー防犯登録」をしましょう。バイク販売店で扱っています。

〈火災に備えて〉

防火のチェックポイント

- ・ガス器具は、そのつど元栓を切っているか。近くに燃えるものは無いか。
- ・電気カーペット、電気ストーブ、アイロン、電気プレートなどの電気器具は、使った後スイッチを切っているか。また、近くにカーテン、洗濯物などの燃えやすい物はないか。たこ足配線をしていないか。
- ・フロの点火前に、水を確かめているか。
- ・油ナベを使っているとき、来客や電話の対応をしていないか。
- ・寝タバコをしていないか。灰皿の中に水を入れているか。ゴミ箱に捨てていないか。
- ・睡眠中にストーブをつけていないか。時々換気をしているか。
- ・石油ストーブに給油の際は、火を消しているか。
- ・火災になったときの避難口、避難ハシゴ、ロープの備えがあるか。日頃から火災が発生した際の避難口、避難方法を考えているか。
- ・コンロ、ストーブの近くにシンナー、ベンジン、オーデコロン、ヘアスプレーなどの可燃物を置いていないか。
- ・消火用水、消火器の備えはあるか。
- ・ガスコンロは、壁から離しているか、ホースを時々点検しているか。
- ・寝る前に火の点検をしているか。
- ・火災に対して「油断」「無意識」「無頓着」になっていないか。

火災になったら

- ・火災を出したり、発見したら「火事だーッ」と大声を出すか、「ナベ」などをたたいて家族、近所の人に知らせて下さい。
- ・あわてずに「119番」して下さい。（どこで発生、なにが燃えている、目標物は）
- ・できるだけ姿勢を低くして壁づたいに移動し、煙を吸わないようにして下さい。本当に恐ろしいのは、火よりも煙です。
- ・可能であれば、消防車が来るまでの間、消火器等で消火につとめて下さい。
- ・油ナベ、石油ストーブに火がついたときは、毛布などの厚い布をかぶせて上から水をかけて下さい。水は絶対に直接かけないで下さい。

〈地震に備えて〉

日頃の備え

- ・可能なかぎり、家屋、部屋の耐震補強をして下さい。
- ・たんす、食器棚、本箱などの大型家具、ピアノなどの転倒を防止するため、留め金、ロープなどで固定して下さい。
- ・非常時に備え、「非常持出品」として次の物品を用意した方がいいでしょう。
「水」（1人1日3リッターが目安） 「食料」（缶詰、インスタント食品）
「燃料」（カセットコンロ、固形燃料） 「照明器具」（懐中電灯、ローソク）
「資産目録」（預金通帳の支店、口座番号 保険の会社、契約番号 年金番号
パスポート番号 その他） 「携帯ラジオ」「ティッシュペーパー」「現金」「携
帯電話」「衣類」「医薬品」「連絡先一覧」「履物」「その他必要と思われるもの」
- ・家族で地震が起きたときの連絡方法、おち合場所、避難場所（普通は学校が指定されている）などの心得について話し合いをして下さい。兄弟、親戚にも連絡をしておけばなおよろしいでしょう。
- ・「地震保険」を考えてみてはどうですか。

地震が起きたら

- ・とっさにテーブル、机の下に入る。マンションなどの鉄筋の建物は、すぐ玄関のドアを開けて避難口を確保して下さい。
- ・身の安全を守りながらフロ、コンロ、ストーブなどの元栓をしめる「火の始末」と、トースター、アイロン、ポットなどの「電気」のブレーカー、プラグを抜いて下さい。
- ・水、食料などの「非常持出品」を忘れないで下さい。
- ・ビル、家屋の近くでは、ガラス、看板、タイル、瓦などが落下しますので頭上に注意して下さい。
- ・指定された避難場所に避難して下さい。津波が予想されるときは、高台に避難して下さい。
- ・負傷者の救護、火災の初期消火につとめて下さい。
- ・がけ崩れ、地すべりが予想される所は避けて下さい。
- ・家族が外出、旅行などで不在の場合は、避難先、連絡先の「メモ」を置いて下さい。